平成２３年（フ）第４２０号
名古屋市天白区植田山５丁目111番地の１
債務者　有限会社ケイズサービス
代表者取締役　阪下イクヨ
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井口　英雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前11時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９５号
神戸市垂水区星が丘２丁目３番23号
債務者　ドヰ手芸品加工株式会社
代表取締役　土井　信義
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河端　　亨
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月２日午前10時
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６１号
愛知県稲沢市陸田本町166番１
債務者　株式会社松岡
代表者代表取締役　松岡　晃代
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　達志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月３日午前10時45分
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５１号
兵庫県伊丹市寺本２丁目43番地の９
債務者　有限会社エンジニアサービス
代表者取締役　澤田　政晃
１　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前10時20分
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６７号
埼玉県羽生市大字下岩瀬232番地
債務者　有限会社大木建材工業
代表者代表取締役　大木　　光
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午前10時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第８６号
函館市山の手２丁目53番４号
債務者　神原　　清
１　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　知恵
４　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
神奈川県平塚市四之宮１丁目４番21―404号
ＬＭ平塚総合公園第２
債務者　久保田浩美
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡邊佳代子
４　破産債権の届出期間　平成23年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７号
京都府舞鶴市字余部下1011番地２―１棟204号
債務者　中嶋　孝夫
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富永　　明
４　破産債権の届出期間　平成23年４月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午後２時
６　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
滋賀県湖南市宮の森２丁目11番12号、前住所大阪府池田市旭丘２丁目９番３号
債務者　岡野　全宏
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河村　憲司
４　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月25日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
愛媛県伊予市大平甲1996番地
債務者　谷本　幸謙
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森本　明宏
４　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月16日午後３時
６　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第７４号
大津市茶が崎３番６―1101号、前住所滋賀県近江八幡市島町1135番地
債務者　中江　義則
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西川真美子
４　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月１日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８号
徳島市川内町鶴島203番地の１
債務者　橋本　道廣
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津川　博昭
４　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９２号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目６番６―411号
債務者　福山　真也
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大岩本将司
４　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前11時
６　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６７号
奈良市法蓮町924番地の５　佐保山ハイツ102号
債務者　松塚　好子
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
４　破産債権の届出期間　平成23年４月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７号
埼玉県入間市東町４丁目２番　２―306号
債務者　松﨑　弘生
１　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　宏一
４　破産債権の届出期間　平成23年５月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部